

立野一丁目土地区画整理事業に伴う町区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町区域を別紙町区域変更調書のとおり変更し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

町
区
域
変
更
調
書

土地の表示は平成二十九年十一月二日現在による

次の区域を立野二丁目に編入する

町名	立野一丁目					
	六四六一の一の部	六五〇一の一の部	六五一一の一の部	九一〇一一	九一三一四の一の部	九一七一二
	六四六一四の一の部	六五〇一一の部	六五一一二の部	九一三一一の部	九一四一一の部	
	六四六一七の一の部	六五〇一五の部	六五九一二の部	九一三一一	九一四一一	
	六四六一九の一の部	六五〇一六の部	九一〇一一の部	九一三一一の部	九一七一の一の部	

右の区域に隣接する道路である市有地の全部

町区域変更参考図

(立野一丁目、立野二丁目)

変更区域位置図



蔵敷三丁目

至 新宿

新青梅街道

至 青梅

立野二丁目

(旧立野一丁目)

東大和市立第四中学校

立野一丁目

立野二丁目

立野四丁目

立野三丁目

凡 例

	新町界
	旧町界

